

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和 7 年 3 月 7 日（金）午前 9 時頃
- 2 事故発生場所 加古川市神野町神野 9 6 4 番 5 地先 市道神野 3 5 号線上
- 3 損害賠償の相手方 加古川市内 団体
- 4 事故の概要 市道神野 3 5 号線上の交差点において、北から交差点に進入した市公用車と、同市道を東進中の相手方車両が接触し、双方の車両が損傷した。
- 5 損害の程度 市側 物的損害 フロントバンパーその他
相手方 物的損害 左リアドアパネルその他
- 6 過失割合等 市：10 相手方：90
専決日：令和 7 年 8 月 7 日 示談成立日：同年 8 月 7 日
- 7 損害賠償の額 115,000 円（1,150,000 円×10%）
- 8 その他 市側の損害額：286,891 円（当該額のうちの 90% は相手方が負担する。）
- 9 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金 115,000 円及び市が負担する公用車の修繕費 28,689 円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づき、同会より相手方及び市に支払われる。

事故発生状況

